の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「特定寄附信託契約又は」を「第二項に規定する特定寄附信託契約又は」に改め、「と、当該」の下に「特定寄附信託契約に係る」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　第三項の居住者は、同項の規定による特定寄附信託申告書の提出に代えて、同項の特定寄附信託の受託者の営業所等に対し、当該特定寄附信託申告書に記載すべき事項を電磁的方法（第三条の三第八項に規定する電磁的方法をいう。第七項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該居住者は、当該特定寄附信託申告書を当該特定寄附信託の受託者の営業所等に提出したものとみなす。

6　前項の規定の適用がある場合における第四項の規定の適用については、同項中「が同項」とあるのは「に記載すべき事項が同項」と、「受理がされた日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

7　第三項の居住者は、第五項の規定により特定寄附信託申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、第三項に規定する特定寄附信託契約の契約書の写しの同項の規定による提出に代えて、同項の特定寄附信託の受託者の営業所等に対し、当該写しに記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該居住者は、同項の規定により当該特定寄附信託申告書に当該写しを添付して、提出したものとみなす。

第五条の二第四項中「この項、次項及び第十二項」を「この条」に、「つき第一項」を「つき同項」に、「次項、第十項及び第十二項」及び「次項、第十項、第十二項及び第十三項」を「以下この条」に、「、第一項」を「、同項」に改め、同条第十項中「当該非課税適用申告書又は組合等届出書及び組合契約書等の写しの提出をした者から」を削り、「が受け取つた時に当該税務署長に」を「においてその受理がされた時にその」に改め、同条第十三項中「「当該非課税適用申告書又は組合等届出書及び組合契約書等の写し」とあるのは「当該各号に定める申告書又は届出書及び組合契約書等の写し」と」を削り、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「及び第十四項」を「、第十四項及び第十七項」に改め、同項の表第一項の項中「第十七項」を「第十九項」に、「第十四項まで」を「この条」に改め、同表第六項の項中「同条第十七項」を「同条第十九項」に改め、次のように加える。

第十七項	特定振替機関等に対し（	特定受託者に対し（
	を当該特定振替機関等	を当該特定受託者

第五条の二第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17　第一項の非居住者若しくは外国法人、第四項の業務執行者等、第五項後段の非居住者若しくは業務執行者等又は第十二項の非課税適用申告書を提出した者若しくは組合等届出書を提出した業務執行者等（以下この項において「非居住者等」という。）は、第一項若しくは第五項後段の規定による非課税適用申告書の提出、第四項若しくは第五項後段の規定による組合等届出書及び組合契約書等の写しの提出又は第十二項の規定による同項第一号若しくは第三号に定める申告書若しくは同項第二号若しくは第四号に定める届出書及び組合契約書等の写しの提出に代えて、これらの提出の際に経由すべき特定振替機関等に対し（これらの提出の際に適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由すべき場合には、当該適格外国仲介業者を経由して当該特定振替機関等に対し）、当該非課税適用申告書に記載すべき事項、当該組合等届出書に記載すべき事項及び当該組合等届出書に係る組合契約書等の写しに記載されている事項又は当該申告書に記載すべき事項若しくは当該届出書に記載すべき事項及び当該届出書に係る組合契約書等の写しに記載されている事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該非居住者等は、当該非課税適用申告書、当該組合等届出書及び組合契約書等の写し又は当該申告書若しくは当該届出書及び組合契約書等の写しを当該特定振替機関等に提出したものとみなす。

18　前項の規定の適用がある場合における第十項及び第十三項の規定の適用については、第十項中「又は組合等届出書及び組合契約書等の写し」とあるのは「に記載すべき事項又は組合等届出書に記載すべき事項及び組合契約書等の写しに記載されている事項」と、「受理がされた時」とあるのは「提供を受けた時」と、第十三項中「又は組合等届出書及び組合契約書等の写し」とあるのは「に記載すべき事項又は組合等届出書に記載すべき事項及び組合契約書等の写し」とあるのは「同項各号に定める申告書又は届出書及び組合契約書等の写し」と、「同項各号に定める申告書に記載すべき事項又は同項第二号若しくは第四号に定める届出書に記載すべき事項及びこれらの号に定める組合契約書等の写しに記載されている事項」とする。

第五条の三第九項中「、第十六項及び第十七項」を「及び第十六項から第十九項まで」に改め、同項の表前条第四項の項を次のように改める。

前条第四項	第一項の	次条第一項の

第五条の三第九項の表前条第十七項の項中「前条第十七項」を「前条第十九項」に改め、同表前条第十三項の項の次に次のように加える。

前条第十七項	第一項の	次条第一項の
	、第五項後段	、同条第三項後段
	第一項若しくは第五項後段	同条第一項若しくは第三項後段
	第五項後段の規定による組合等届出書	同条第三項後段の規定による組合等届出書

第五条の三第九項の表前条第十七項の項中「前条第十七項の」を「前条第十九項の」に、「

第十七項	前条第十七項	第十九項

」を「

前条第十九項

」に、「第十四項まで」を「この条」に改め、同表前条第十七項の表第四項の項の項を次のように改める。

前条第十九項の表第四項の項	の特定受託者	の特定受託者（同項に規定する特定受託者をいう。以下この条において同じ。）

第五条の三第九項の表前条第十七項の表第六項の項の項中「前条第十七項」を「前条第十九項」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に、「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に改める。

第六条第四項中「第十項及び第十二項」を「第十二項及び第十四項」に、「及び第八項」を「、第八項及び第十項」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に、「外貨債の利子」を「民間国外債等の利子」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「前二項」を「第七項から前項まで」に、「第十項及び第十二項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「及び第十三項」を「及び第十五項」に、「。第十三項」を「。同項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　第四項の非居住者若しくは外国法人又は第六項後段の非居住者（以下この項において「非居住者等」という。）は、第四項の規定による非課税適用申告書の提出に代えて、同項の利子の支払をする者に対し（当該利子の支払が支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該支払の取扱者を経由して当該利子の支払をする者に対し）、当該非課税適用申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該非居住者等は、当該非課税適用申告書を当該利子の支払をする者に提出したものとみなす。